

- ▽小学生 2万5000円
- ▽中学生 6万円
- ▽高校生など 7万円

小学生から高校生まで対象です  
「内子町修学旅行費補助金」

- 補助対象者  
▽小・中学校、高校などに在学する児童生徒の保護者で、町内に住所がある人
- ▽内子高校小田分校寄宿舎施設に入寮して町内に住所がある生徒の保護者
- 補助金の額 英検・漢検の受験料の全額
- ※それぞれ1年度に1回限り
- 申請方法 所定の申請書と、受験料の領収書などを提出し

- 申請期間 受験後30日以内
- 申請先 申請書は学校教育課か、内子町ホームページで入手できます。
- 申請先 申請書は学校教育課か、内子町ホームページで入手できます。
- 申請先 申請書は学校教育課か、内子町ホームページで入手できます。

- 申請先 申請書は学校教育課か、内子町ホームページで入手できます。
- 申請先 申請書は学校教育課か、内子町ホームページで入手できます。
- 申請先 申請書は学校教育課か、内子町ホームページで入手できます。

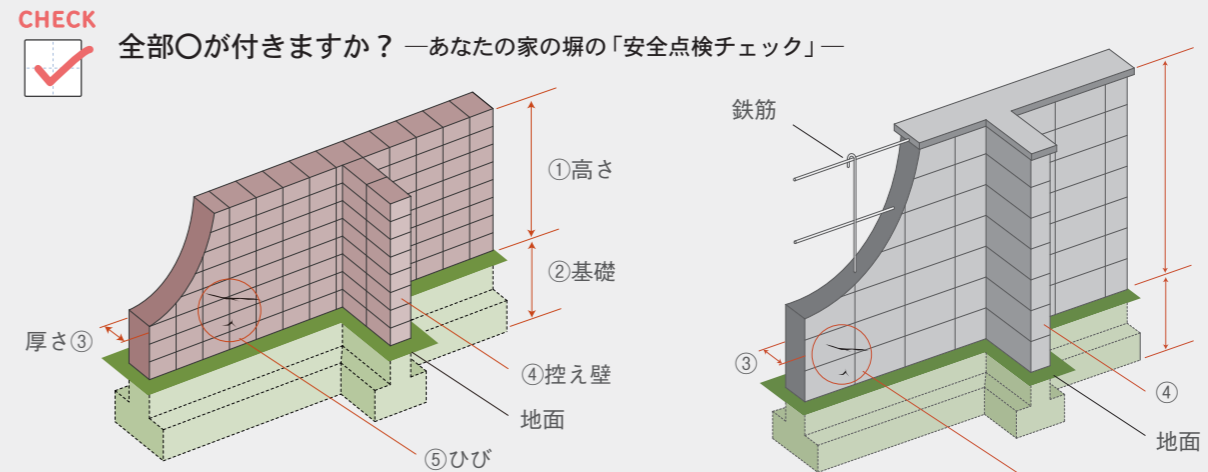
英検・漢検の受験をサポートします

児童生徒の学力や学習意欲の向上と、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、実用英語技能検定(英検)・日本漢字能力検定(漢検)の受験料を全額補助します。

1 ブロック塀等安全対策事業

地震で塀や擁壁などが倒れると、道路沿いでは歩行者などに危害が及び、避難や緊急車両の通行の妨げとなります。塀の安全管理は所有者の責任です。危険を未然に防ぐため、自宅の塀の安全点検を下記の要領で行ってください。「○」が付かない項目があれば、速やかに専門家に相談しましょう。除却や改修の費用に対する次の補助金も活用して、対策をご検討ください。

- 対象者 町内のブロック塀などの所有者
- 補助対象物件 避難の際に使用する道路沿いにあるブロックやれんが、石などで作られた塀で、内子町の基準で危険と判断されたもの
- 補助対象経費 ブロック塀などの除却・板塀などへの建て替えを行う工事にかかる経費
- 補助額 対象経費の3分の2以内(上限30万円)
- ※塀の延長1延につき10万円を限度とします。



- 《れんが・石・鉄筋のないブロック塀》
  - ①塀の高さが地盤から1.2m以下
  - ②深さが20%以上の基礎がある
  - ③塀の高さの1/10以上の厚さがある
  - ④4mごとに控え壁(③の1.5倍以上の長さ)がある
  - ⑤塀に傾きやひび割れがない
- 《鉄筋のあるブロック塀》
  - ①塀の高さが地盤から2.2m以下
  - ②深さが30%以上の基礎がある
  - ③塀の厚さが10% (①が2m以上なら15%) 以上
  - ④3.4mごとに控え壁(①の1/5以上の長さ)がある
  - ⑤塀に傾きやひび割れがない

2 木造住宅耐震診断・改修補助

木造住宅の耐震診断や耐震改修、屋根瓦が落ちる被害を軽減する耐風改修などの費用を補助しています。診断を希望する人には、町から耐震診断技術者を無料で派遣します。

●対象者 対象住宅の所有者

●補助金の額

項目	補助限度額	補助率
耐震設計	30万円	対象経費全額(消費税除く)
耐震工事	140万円	
工事監理	6万円	
耐震シェルター	40万円	工事費の23%
耐風改修	69万円	

- 対象の木造住宅 次のいずれにも該当する住宅
  - ▷昭和56年5月31日以前に着工された住宅(併用住宅を含む)
  - ▷耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、改修後1.0以上となる住宅

3 老朽危険空き家除却費用補助

老朽化した空き家が倒壊し、避難路をふさぐなどの危険を減らすため、除却費用の一部を補助します。

- 対象者 空き家の所有者
- 除却業者 町内で建設業の許可(土木、建築、解体)を受けたもの、または解体工事業の登録を受けたもの
- 補助金の額 対象経費の5分の4以内(上限80万円)

町内の登録店舗で利用できます

## 内子町みんなの暮らし応援券

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた家計を支援し、地域経済の一層の振興を図るため、「内子町みんなの暮らし応援券」を給付します。

- 対象者 8年4月10日現在で内子町の住民基本台帳に登録されている人
- ※死亡・転出などで対象とならないことがあります。
- 給付内容 内子町内で使える商品券を対象者1人につき1万5,000円分、世帯主宛てに5月末までに郵送します。

●商品券の種類

- ▷共通券(500円券×10枚)
- ▷地域応援券(500円券×20枚)

●商品券の有効期間 8年6月1日(月)～9月30日(水)

ID 145506

【問い合わせ】

企画情報課 総合調整係

☎0893(44)6151

みんなが使えて、助かるね!

○通所や通院にも、買い物にも  
障がい者タクシー利用費助成で外出支援

- 対象者 内子町在住で、次の①～③のいずれかの交付を受けている人
  - ①身体障害者手帳1～3級
  - ②療育手帳A・B
  - ③精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ※ただし、福祉施設などの入所者や町民税課税世帯、その他の交通費助成を受けている人などは対象になりません。
- 助成の内容 タクシーチケット
- ト1万8000円分(500円×36枚)
- ※申請日の属する月から年度末までの月数に3を乗じた枚数を上限とします。
- 申請方法 該当する手帳と印鑑を持参し申請してください。
- ※7年度分の助成券は、8年度には使えません。
- 【問い合わせ】  
保健福祉課 障がい者福祉係  
☎0893(44)6154

○野外でやむを得ず火を使うときは  
事前の届け出や許可を忘れずに

- 《「たき火」について》  
規模に関わらず、炎を上げて火の粉が飛散する行為を指します。実施前に消防署への届け出が必要です。
- たき火の例 農作業のための枝木の焼却、どんど焼きなどの火祭り行事など
- ※林野火災警報・火災警報の発令時は行えません。
- 《「火入れ」について》  
焼き畑などのために広い範囲を焼く行為を指します。原則として実施の7日前までに町の許可を得る必要があります。
- ※林野火災注意報・林野火災警報・火災警報の発令時は、許可期間内でも行えません。
- 【問い合わせ】  
○内子消防署  
☎0893(43)0119  
○総務課危機管理班  
☎0893(44)6150

催し

ほっこりマルシェには  
かわいい・楽しいがいっぱい

- 内子町でハンドメイドをして  
いるママたちが立ち上げたマル  
シェです。
- 日時 5月17日(日)  
午前10時～午後3時
- 場所 内子まちの駅Nanze
- ※駐車場は周辺の観光駐車場を  
ご利用ください。
- 内容 ハンドメイド雑貨や食  
品の販売、キッチンカー出店、  
スタンプラリー 他

詳細はインスタグラム  
を確認ください▼



【問い合わせ】

ほっこりマルシェ実行委員会  
☎090(7571)8859

小田ノスタルジックカー  
&スポーツカーMTG

自動車の愛好家たちが集ま  
り、互いの愛車を眺めながら語  
らうイベントです。飲食物など  
の販売コーナーもあります。

ト1万8000円分(500円×36枚)

※申請日の属する月から年度末  
までの月数に3を乗じた枚数  
を上限とします。

●申請方法 該当する手帳と印  
鑑を持参し申請してください。

※7年度分の助成券は、8年度  
には使えません。

【問い合わせ】  
保健福祉課 障がい者福祉係

☎0893(44)6154

を焼く行為を指します。原則と  
して実施の7日前までに町の許  
可を得る必要があります。

※林野火災注意報・林野火災警  
報・火災警報の発令時は、許  
可期間内でも行えません。

【問い合わせ】

○内子消防署

☎0893(43)0119

○総務課危機管理班

☎0893(44)6150

●日時 5月17日(日)

午前10時～午後3時

●場所 城の台公園

●対象車両 四輪ノスタルジッ  
クカー(おおむね1980年代  
以前の車両)、スポーツカー  
(年式は問わない)

●参加費

▽車両展示 1500円/1台  
※500円分の買い物券と記念  
品付き

▽一般参加 無料

詳細の確認や問い合わせは  
インスタグラムから▼



【問い合わせ】

小田ノスタルジックカー&スポー  
ツカーミーティング実行委員会  
✉@odamiyamasportscarmeting

全国の社会人落語家が集う  
「内子The落語まつり」

- 日時 6月13日(土)午後1  
時開演(開場は0時30分)
- 場所 みのり会館
- 入場料 前売り500円、当  
日800円(先着100人)
- 【問い合わせ】  
内子The落語まつり実行委員会  
☎090(1164)9268  
✉uchikozarakugoo@gmail.com

コラム\*ねんきん瓦版

年金の手続きがスマホでできる  
「電子申請」と「ねんきんネット」

マイナンバーカードを持っている人は、国民年  
金の手続きの一部で「電子申請」ができます。ス  
マホやパソコンでどこでも利用でき、24時間365  
日、夜間や休日でも申請可能です。

●主な対象の手続き

- ▷被保険者の資格取得・種別変更の届出
- ▷保険料の免除・納付猶予の申請
- ▷保険料の学生納付特例の申請
- ▷保険料の産前産後免除の届出

●手続き方法

①マイナポータルアプリをダウンロード



②スマホでマイナンバーカードを読み取り、マイ  
ナポータルにログイン

③年金の手続き画面から希望する手続きを選択

●ねんきんネットとの連携で、もっと便利に  
「ねんきんネット」をマイナポータルと連携する  
と、次のサービスも利用できます。

- ▷学生納付特例の更新や免除猶予の通知
- ▷免除や納付猶予の承認期間などの確認
- ▷保険料の口座振替の申し込み
- ▷将来受け取る年金見込額の試算 など
- ※登録方法などの詳細は、日本年金機構のホーム  
ページをご確認ください。

電子申請の  
利用方法▶



ねんきんネット  
との連携方法▶



【問い合わせ】

○松山西年金事務所

☎089(925)5105

○住民課 国民年金係

☎0893(44)6152

大雨や洪水に備えて  
今、できることを確認

大雨は年間を通して発生し、  
時に大きな被害をもたらしま  
す。次のことに日頃から備え、  
気象情報を確認して適切に行動  
できるようにしましょう。

《日頃からできる備え》

- ▽ハザードマップで危険箇所や  
避難場所を確認
- ▽溝や雨どいの掃除
- ▽土のうや非常用グッズを用意
- 【問い合わせ】  
内子消防署  
☎0893(43)0119

5月下旬から  
運用開始予定 気象警報が変わります

新しい防災気象情報は、大雨な  
どの災害発生の危険度に応じて、  
避難行動に対応した5段階で発表  
されます。各情報名に警戒レベル  
(1～5)が入り、町が発令する避  
難指示や、とるべき避難行動との  
関係が分かりやすくなりました。

警報)が発表されたら、自治体から  
の避難指示などを確認し、危険な場  
所からは早めに避難してください。  
危険度が高い地域が地図で表示さ  
れる「キキクル」もご利用ください。

詳しくは気象庁のホーム  
ページをご覧ください▶



	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避 難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避 難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

【問い合わせ】松山地方気象台 ☎089(941)6293

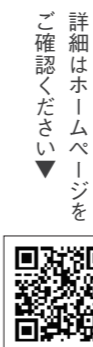
お知らせ

新居浜産業技術専門学校  
8年度入校生を随時募集

- 対象 高等学校卒業業者など
- 訓練期間 10年3月
- 募集コース/願書受付期限

▽メカトロニクス科/5月8日(金)  
▽メタル技術科/6月30日(火)

- 試験日 随時
- 費用 選考料2200円、授業料(月額)9900円
- ※男性寮あり。校内見学は平日に可能です。



【問い合わせ】  
新居浜産業技術専門学校  
☎0897(43)4123

龍宮堰の堰上げ作業時は  
川に近づかないで

堰上げの開始後は、川の流れを止めることで上流の水位が上昇します。危険なので川に近づかないでください。

●堰上げ作業日 5月15日(金)  
午前9時～

※天候により終了時間は変わります。

●場所 龍宮堰(五十崎風博物館付近にある堰)

【問い合わせ】  
五十崎土地改良区事務局(内子分庁農林振興課内)

☎0893(44)2123

大規模な土地取引の際は  
役場へ届け出を忘れずに

土地の売買などをする契約を結んだとき、一定面積以上の場合は届け出が必要です。未提出の場合や内容に虚偽がある場合は、法律で罰せられることがあります。次のとおり適切に手続きをお願いします。

●届け出期間 契約日から2週間以内

●届け出が必要な契約

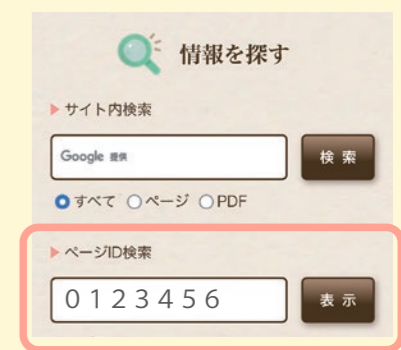
▽対象区域/面積

- ①市街化区域/2000㎡以上
- ②市街化区域を除く都市計画区域/5000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域/1万㎡以上

▽契約内容 土地の売買、交換、譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡など

※詳細はお問い合わせください。

すぐに見つかる! 町ホームページの  
ページID検索機能



広報紙に記載したIDの数字を内子町ホームページの「ページID検索」欄に入力すると、該当する記事の詳細が表示されます。ぜひご活用ください。

【問い合わせ】  
企画情報課 広報・広聴係  
☎0893(44)6151

うちこ福祉館の行事案内

《わいわい喫茶》

●日時 6月1日(月)

午後1時～4時30分

●参加費 無料

●健康講座

●内容

講話「災害から身を守りましょう」/調理実習「日頃から備える常備食料理」

●日時 6月23日(火)

午前9時30分～

●定員 15人

●参加費 300円

●持参品 マスク、エプロン、頭巾

【申込・問い合わせ】  
うちこ福祉館

☎0893(44)3410

他者を誹謗中傷する  
落書きは犯罪です

道路や建築物への落書きは犯罪です。見る人の不快感や治安の悪化にもつながり、器物損壊罪や建造物損壊罪などで罰せられる場合もあります。

個人や団体を誹謗中傷する落書きは、対象者の人格を傷つけ、尊厳を否定する差別行為です。差別的な落書きを見つけたら、すぐにご連絡ください。電話は休日や夜間も受け付けます。

【問い合わせ】

住民課 人権対策係

☎0893(44)2111

子ども子育て世帯を  
みんなで支える新制度

「子ども・子育て支援金制度」は、全ての世代と企業が支援金を拠出し、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。支援金は8年度から、医療保険料と併せて集められます。

詳細はホームページを  
ご確認ください



【問い合わせ】

こども家庭庁コールセンター

☎0120(303)272

認知症とMCIの啓発に  
取り組む企業・団体を募集

認知症や軽度認知障害(MCI)に関する正しい知識を身に付け、「新しい認知症観」を理解するための取り組みに参加する企業・団体を募集します。

●対象 県内に本社・支社・営業所などを有する企業・団体

詳細はホームページを  
ご確認ください



【問い合わせ】

愛媛県長寿介護課

☎089(912)2431

毎年、必ず納めましょう

自動車税・  
軽自動車税

《納付は6月1日(月)までに》

自動車税・軽自動車税の納付期限は6月1日(月)です。4月1日現在の登録名義人に、その年度分が課税されます。納税通知書が5月中旬ごろに送付されるので、期限までに納付してください。

●納付場所 コンビニエンスストア、金融機関、郵便局など  
※クレジットカードや一部のスマートフォン決済アプリでも納付できます。詳しくは納税通知書をご確認ください。

《障害者手帳を持つ人の減免》

障がいがある人が要件を満たす場合、4月1日現在に所有する普通自動車または軽自動車のどちらか1台分の減免を受けられます。前年度に減免を受けている場合も毎年、期限までに申請が必要です。

《普通自動車》

●申請期限 5月25日(月)

●申請場所 南予地方局税務課、八幡浜支局税務室  
※郵送および電子申請も可能です。

詳しくは愛媛県のホームページ  
をご確認ください



《軽自動車》

●申請期限 6月1日(月)

●申請場所 税務課、内子分庁、小田支所

※申請書の入手や詳細の確認は、内子町のホームページをご覧ください。

ID130521